大館市発注解体工事の取扱いの変更について

平成29年6月9日 大館市契約検査課

改正建設業法により許可業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、大館市 発注解体工事の取扱いについて、関係要綱を改正し、次のとおり変更しましたので お知らせします。

- 1 入札参加に係る格付等に関する要件
 - (1) 工種区分
 - ア 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事の入札に参加することができる者は、土木一式工事の格付された有資格者とする。
 - イ 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、建築一式工事の格付された有資格者とする。
 - ウ 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工 事の入札に参加することができる者は、下記の要件をすべて満たす者とす る。
 - (ア) 土木一式工事又は建築一式工事に格付された有資格者であること。
 - (4) 解体工事業の建設業許可を受けている者で当該許可にかかる経営事項審査を受けている者。ただし、平成31年5月31日までに契約を締結する案件にあっては、平成28年5月31日以前にとび・土木工事業の許可を受けている者であって解体工事業に該当する営業を営むものを含む。
 - エ 発注予定価格 5 0 0 万円未満の解体工事については、総合的な企画、指導、 調整の要否を問わずウの(ア)の要件を満たす者とする。
 - (2) 発注金額区分
 - ア 予定価格の金額ごとに別表のとおりとする。
 - イ 解体対象物の構造等を考慮して、上位等級への発注も可能とする。
- 2 入札参加に係る配置予定技術者等に関する要件
- (1)総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を解体する工事への配置予定の監理技術者又は主任技術者は、当該工事の種類に対応する技術者とする。
- (2)総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事 への配置予定の監理技術者又は主任技術者は、解体工事業に対応する技術者と する。

- (3)総合的な企画、指導、調整の要否に関わらず、現場技術管理者として解体工事施工技士を配置するものとする。
- 3 適用期日

平成29年7月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。

- 4 改正する関係要綱
 - ・大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱
 - ・建設工事における技術者配置基準
 - ・建設工事における技術者配置基準の運用について

【問い合わせ先】

大館市総務部 契約検査課契約係

電 話: 0186-43-7039 FAX: 0186-49-1198

Email: keiyaku@city.odate.lg.jp

解体工事の種類・規模と入札可能業者

131 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
工事区分	土木工作物		建築物	
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否	
	必要	不要	不要	必要
4, 000万円以上	土木一式 A級		は「建築一式工事A級」 業許可(経審受審) 『業(経審受審)	建築一式 A級
4, 000万円未満 2, 500万円以上	土木一式 A級		は「建築一式工事 B 級」 業許可(経審受審) 事業(経審受審)	建築一式 B級
2, 500万円未満 1, 500万円以上	土木一式 B級		は「建築一式工事 B 級」 業許可(経審受審) 事業(経審受審)	建築一式 B級
1, 500万円未満 500万円以上	土木一式 B級	「土木一式工事B級」又 + とび・土工工事 又は 解体工事		建築一式 C級
500万円未満			は「建築一式工事C級」 を必要としない解体工事	

- 補足1 解体対象物の構造等を考慮して、上位等級への発注も可能とする。
 - 2 発注の際は当該工事の種類に対応する主任技術者等と現場技術管理者として解体工事施工技士の配置を求める。